

令和8年1月21日（水）

於・農林水産省地下1階 共用第5会議室（w e b 併用）

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐる遊漁専門部会、
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐる遊漁専門部会
及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐる遊漁専門部会

第6回 合同会議

議事速記録

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
第6回合同会議

日時：令和8年1月21日（水）

15：00～17：06

場所：農林水産省地下1階 共用第5会議室

（web併用）

議事次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

- (1) くろまぐろ遊漁の令和7年度の管理状況について
- (2) くろまぐろ遊漁の令和8年度の管理について
- (3) その他

4. 閉 会

午後3時00分 開会

○原課長補佐 予定の時刻となりましたので、ただいまから太平洋、日本海・九州西及び瀬戸内海の各くろまぐろ遊漁専門部会第6回合同会議を開催いたします。

議事に入るまでの間、私、原が進行を務めさせていただきます。

まず、委員の御出席状況ですが、本日、委員8名全てが出席しておりますので、合同会議事務規程第6条により、本合同会議は成立していることをお伝えいたします。

続きまして、会議の開催に当たりまして、水産庁資源管理部長の魚谷から一言挨拶があります。よろしくお願いいたします。

○魚谷部長 皆さん、お疲れさまでございます。水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

それでは、会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、委員の皆様方におかれましては御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、この度新たに御就任された委員の皆様におかれましては、今後のクロマグロ遊漁の管理のためにお力添えを頂ければと考えているところでございます。

前回の第5回の合同会議では、令和7年6月、7月に予想以上に採捕実績の積み上がりが大きかったことなどを踏まえまして、今年度の残りの期間の管理方法を決めるという必要があったことから、9月以降の管理方法に関して御議論いただいたというところでございます。

一方で、昨年9月から11月のように、採捕実績があまり積み上がらなかった月もございまして、漁業においても環境変動による操業状況あるいは漁獲の状況の変化ということが言われておりますけれども、遊漁関係者の皆さん、関係者の方によれば、クロマグロの漁場形成についても変化が見られているということでございます。

本日は、年度末が近いということもございまして、令和8年度の管理方法についての御議論を主にお願いしたいと考えているところでございます。

委員の皆様方からは忌憚のない御意見を頂き、実りある合同会議となりますことを祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

○原課長補佐 ありがとうございました。

ウェブ出席の倉委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきたいと思います。

また、御発言される際は挙手ボタンにより、議長から合図した後に御発言をお願いいたします。

それでは、これからの議事は、田中議長に引き継ぎたいと思います。

田中議長どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○田中議長 田中です。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、昨年開催されました各広域漁業調整委員会において、委員の改選が行われ、各委員の会長から、くろまぐろ遊漁専門部会員委員の指名が行われました。

太平洋広域漁業調整委員会からは、引き続き静岡県海区互選委員の高田委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会からは、山口県海区互選委員の中島委員に代わり京都府海区互選委員の倉委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会からは大阪府海区互選委員の岡委員に代わり山口県海区互選委員の三浦委員が指名されております。

恐縮ではございますが、高田委員、倉委員、三浦委員から、まず一言御挨拶いただけたらと思います。

最初に、高田委員、よろしくお願いいたします。

○高田委員 引き続きこの委員を拝命しました。遊漁と漁業、これから先の話が詰まっていると思いますので、是非いろいろなことを話し合い、解決していきたいと思います。よろしくお願い致します。

○田中議長 続きまして、倉委員、よろしくお願いいたします。

○倉委員 今回、お世話になることになりました倉でございます。何分不慣れでございますので、どうぞ皆様にはよろしくお願いをいたします。

○田中議長 続きまして、三浦委員、よろしくお願いいたします。

○三浦委員 瀬戸内海海区漁業調整委員会、岡委員の後任の三浦と申します。よろしくお願い致します。

クロマグロ資源管理につきまして、漁業者と遊漁者の調和が図れますよう、誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○田中議長 ありがとうございます。

それでは、よろしくお願い致します。

まず、事務規程第7条により、本日の合同会議の議事録署名人の指名が必要ですが、今回は、三浦委員、桜井委員のお二方をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議題1、クロマグロ遊漁の管理についてに入ります。

本年は、まだ採捕量の管理が続いておるところでございますが、来年度が近づいてまいりましたので、本日は来年度の採捕をどうするかについて意見交換したいと思います。

まずは、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○中村室長 沿岸・遊漁室長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料を御覧ください。

クロマグロ遊漁の管理についてということで、中身につきましては令和7年度、今年度におけます管理、また来年度、令和8年度の管理方法について、そして三つ目としましてキャッチ・アンド・リリースについてということでございます。

1枚おめくりいただきまして1ページ目を御覧ください。

今年度の現在までの採捕状況についてでございます。その表にあるとおりでございます。

12月につきましても、9月以降、毎月5トンだった管理が3トンに変更されたわけでございますけれども、12月につきましては、12月28日から採捕禁止期間が生じました。結果としては3.7トンという状況でございます。

1月につきましても、19日から採捕禁止という措置をとっているところでございますが、現時点におきましては3.9トンの積み上がりになっているところでございます。

採捕海域としましては、J1、J3海域ということで、青森、北海道、太平洋大島周りというようなところに漁場ができていたというような状況でございます。

参考までに昨年度の年間の採捕実績を載せているところでございます。

残り2月、3月でございますけれども、引き続き3トンの採捕条件で管理をしていくというような状況でございます。

2ページ目を御覧ください。

そういった採捕状況に関しまして、今年度におきます委員会指示違反への対応についてということでございます。

これまでもおきまして、合計で19件の大臣による裏付け命令が発出されているところでございます。昨年度は年間通しまして11件ございましたので、ほぼ倍ぐらいのペースで来ているというところでございます。

違反内容等につきましては、表にあるとおりでございますが、使用船舶につきましてもPB、遊漁船等々ございますし、違反内容につきましても小型魚の採捕、採捕禁止期間中の大型魚の採捕、採捕報告期限の超過、こういった内容が見られるというところござい

ます。

引き続き、取締りにつきましても関係機関と協力して取り組んでまいりたいというふう
に考えてございます。

3 ページ目を御覧ください。

来年度から導入されます届出制でございますが、受付につきましても1月1日から行っ
ているところでございます。遊漁船業者あるいはプレジャーボートの運航者につきましても
届出を受け付ける期間というものが1月1日から3月20日までと決まっておりますので、
引き続き我々としましても周知をしていくというところでございます。全国向けの説
明会につきましても、現在も引き続き対応中でございますし、SNSですとか、政府広報
といったところで、著名人が出ているラジオ番組も対応しているところでございます。

また、ポスター、チラシも作成、下に図もありますけれども、外国語バージョンも作っ
て周知活動をしているところでございますし、釣りフェス、先日は横浜、また今後は大阪
の方でも、こういった対応をしてまいりたいというふうにご考えているところでござい
ます。

4 ページ目を御覧ください。

令和8年度の管理方法をどうするかということでございます。

参考資料として、A3で過去の採捕実績につきましても、資料として配布しております
ので、併せて御覧いただければと思います。

現時点におきまして、令和7年度の採捕数量は51トンということございまして、この
まま2月、3月も3トンの採捕が行われたと仮定しますと、約5.1トンの余剰が生じる状
況でございます。

採捕数量の余剰分につきましても、前回の合同会議におきまして、漁業と同様に当初の
総採捕数量の10%を上限に繰り越すということでございますので、10%、6トンというこ
とでございますので、5.1トンであればそのまま余剰ということの取扱いになるというよ
うな状況でございます。

ここで、この余剰分についてどのように扱うかというところが一つ議論としてあろうか
と思っておりますが、今年度も予期せぬ採捕と積み上がりというものが見られたということから、
遊漁につきましても年間を通じた採捕数量管理のための遊漁用の留保ということであ
ることはどうかということで、資料の方には書かせていただいているところでござい
ます。

その上で、実際に令和8年度の採捕数量の管理方法を決定していく必要がございます。
合同会議につきましてもコンセンサスで決めていくということでございますので、いろい

ろなお考え、御議論があろうかと思いますが、事務局の方で三つほど案を示させていただいてございます。

案の1でございますけれども、後ほど5ページ目以降にそれぞれの案の詳細が出てまいりますので、全体像だけ先に御説明させていただきたいと思っております。

案の1につきましては、今年度と同じということで総量を12か月に均等に配分するというところでございます。遊漁の採捕実態を把握するに当たって、毎月の採捕数量を見ていくということで今年度毎月5トンの採捕数量の管理をしてきているところでございますので、翌年も2年目ということで引き続き実施するというような考え方でございます。

案の2でございます。総量を12か月に均等に配分するというところは同じでございますけれども、各月に余剰が生じた場合には、繰越しができるようにしてはどうかというものでございます。

枠を管理していく中で余剰が生じた場合に、後ろの月に余剰を載せていくということで、遊漁側にそういうインセンティブを持たせることによって管理の方もできるようになるのではないかとというような考え方でございます。

案の3でございますけれども、複数月ごとに期間を定めまして、各月ごとの上限に加えて、二つのキャップを持たせるということで、各月で数量管理するとともに、ある一定の複数月で期間というものを定めまして、そこでも管理することによって、ほかの期間に影響が出にくくするというところで、地域性を配慮したような対応ができるようになるのではないかとというような考え方でございます。

米印にありますけれども、現在、報告が来ているものが、200キロ、300キロとかなり大型のものもございます。そういった大型魚を採捕する実態を踏まえまして、現在、クロマグロ遊漁の参入自体は特に何か制限されるものもございませんので、漁場形成、資源の増加に伴って、遊漁の方も増えてきているような背景もございますので、事故防止などの啓発も今後行っていく必要があるであろうというふうに考えているところでございます。

5ページ目を御覧ください。

案の1につきましては、現行どおりということで、毎月5トンの管理ということでございます。

案の2につきましては、均等配分の上で余剰分を繰り越していくということでございますが、どういうことかということでございますけれども、例を入れてございます。

4月に2トンの余剰が生じた場合ということで、採捕実績が仮に3トンだったという場

合、4月の採捕数量が5トンでございますので、その差の2トンが生じるということになります。これを翌月にオンしようと思しますと、月末のいつ時点で閉めるのかというような問題ですとか、また休日等々の問題も生じてまいりますので、これは翌々月以降に均等配分するという事を考えております。

これでやりますと、2トンを経6月から3月までの10か月間で配分するという事になりますので、各月0.2トンずつオンされるということになります。ですので、5月は、オンされないんですけども、6月以降5.2トンの採捕上限ということで管理していくということで、5月にも余剰ができれば7月以降に、6月にも余剰ができれば8月以降にそれぞれ均等配分をして、遊漁の機会を残すだけでなく採捕数量を使い切っていくというような考え方ということでございます。

6ページ目を御覧ください。

案の3でございます。複数月ごとの管理ということでございますけれども、これも例としまして、下に表を付けてございます。

色分けしておりますけれども、例えばということで、3か月ごとにこの期間というものをまず作りまして、その中にそれぞれ4月、5月、6月というもので採捕数量の管理をし、この期間の色が付いた枠の中でも管理をしていくというような考え方でございます。

例えばということで、第1期のところを見ていただきますと、4、5、6月、5トン管理でございます。3か月分あるので全体として期間としては15トン。4月から5月、考え方の例にありますけれども、仮に12トンを経採捕した4月、5月の10トンの上限を超えた状態になった場合には、6月は5トンではなくて3トンで管理するという事で、第2期以降は引き続き毎月5トンの管理というものを確保した上で対応することができるのではないかとこのものでございます。

これもクロマグロが時期に応じて、漁場形成が変わっていくということにも応じた対応にもなっていけるかと思しますので、期間別の管理方法というものの提案させていただいているところでございます。

ただ、この管理をする場合、ほかも同じかもしれませんけれども、若干の論点が出てくるかと思っておりますので、それについても先に話をさせていただきますと、論点(1)としまして、余剰がこの中で生じた場合にどのように扱うのかということも併せて決めていく必要がございます。

例えば第1期、4月、5トンですけども、ここが余ったときに、5月、6月で頑張っ

てオンするのか、翌々月の6月だけにオンするのか、あるいは全体の留保として取っておくのか、あるいは残り2期、3期、4期の方にも振り分けていくのか、こういった論点が出てくるかと思えます。

もう一つ、(2)でございますけれども、1人各期間1尾にするなど、バググリミットを、今は1人1月1尾にしているわけですが、期間で管理するという事に伴いまして、より採捕する機会というものを増やすという観点から、バググリミットを改正するというような考え方もあろうかと思えますし、引き続き1人1月1尾のまま管理していくということもあろうかと思えますが、論点としてはお示しをしております。

また、余剰だけではなくて超過した場合に、どのように対応していくのかということも、一定の議論が進めばというふうにも考えてございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。

令和7年度に採捕の機会が得られなかった時期への対応ということでございます。

御承知のとおり、4月、6月、7月と各月5トンの採捕数量を超えている状況にございます。その結果9月以降、5トンではなくて3トンの管理となったわけでございますが、こういったところに対して、何らかの配慮をしていく必要があるのかということでございますが、当然原資がどこかにあるということではございませんので、仮にでございますけれども、4月、6月、7月、余剰した場合は、翌年に繰越しになりますが、超えた場合は差し引くというような対応を全体の採捕数量のときにはしておりますので、これを各月のときにも適用するという考え方に立つと、4月、6月、7月それぞれ超過数量の1.2、7.6、7.8を差し引く。その分を原資としまして、9月以降の月にオンするというような考え方も一つございます。

こういったことをするかどうかというところでございますが、現状のところは、全体の管理数量として60トン、この中には収まりそうであるということでございますので、令和7年度の結果を考慮した措置は行わないということで、案の2の考え方もあろうかと思えますので、一定の御議論をお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、最後でございますけれども、8ページを御覧ください。

先ほどまでが令和8年度の管理方法についてということでございます。

最後のところにつきましては、キャッチ・アンド・リリースについてということでございます。

これまで合同会議の中で、いろいろな御議論をいただいているところでございます

し、また前回のときに事務局の方からテクニカルな面もあるし、キャッチ・アンド・リリースをしていく中で、そのルール化したときにどうルールを守っていくのか遵守するところについても議論をしていかなければならないということで、そういった議論の場をしっかりとやっていくというようなこととお答えさせていただいたところでございます。

そういったことも踏まえまして、遊漁者関係者の方とも、意見交換をしながら具体的な点を進めているところではございますけれども、またそういった議論なり引き続き勉強中というところでございます。

また、これまでの合同会議におきましても主な意見として、そちらに掲載をしておりますけれども、キャッチ・アンド・リリースに関して前向きな御意見もあれば、慎重な御意見もありますし、また技術的な点の話ですとか、取締りの話、そういった論点自体も様々まだあるというところでございますので、これにつきましても、また御議論があればいろいろ意見交換をしていただければというふうに考えてございます。

下の黄色の矢印にございますけれども、引き続きキャッチ・アンド・リリースにつきましては詳細な手法をまずはどのようなテクニカルな部分で放流、リリースをしていくのかというところを考えていく必要があるかと思っておりますし、またそれをしっかりと普及させていくことも大事であろうと考えております。

先ほど、事故、けが、遊漁の安全面みたいなところにも少し触れさせていただきましたけれども、そういったところにも通じていく観点かと思っておりますので、そういったところも含めまして引き続き検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

資料の説明については以上になります。

意見交換のほどよろしく願いいたします。

○田中議長 ありがとうございます。

これまでの管理状況を踏まえまして、次年度の対応について御議論いただければというふうに思いますが、事務局の方から三つほど案の提示がありましたが、御意見あればよろしく願いいたします。関心があるのは遊漁の関係者かとは思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 桜井です。

採捕数量の月別管理は、この後皆さんで議論できればと思っておりますが、個人的には案の1がよいかなというふうに思っております。

幾つか理由はありますけれども、まず一つはやはり公平性というところを非常に考えておきまして、案の2も3も地域ごとの差であるとか、そういったところに配慮して、公平性を突き詰めようとした結果出てきている案ということで、非常によい案だなというふうに思っておりますが、やはり公平、公正というところでいくと非常にバランスを取るのが難しいかなと思っております。

もう一つ、気になっている点としては、やはり年度全体で超過するというリスクをちょっと気にしておきまして、例えば案の2の場合、釣り人とか遊漁者の例えば心理面的な事情でいいますと、翌月に残って後ろに追加をされていくのであれば、なるべく自分たちで採捕しようというモチベーションが刺激されやすくなるとも考えられます。

例えばですけれども、年度の後半の1月から3月の漁場と、前半のこの例えば5月から7月とかだと、もう全く漁場がリンクしないことも多くなってきますので、例えば私が本当に一般の一個人の釣り人であるならば、年末、年始の1月、2月に追加されるのであれば釣れるうちに釣っておこうということで、どうしても個人の心情的にはそういった行動をしやすいというのがありますので、現状の5トンずつというのがよいかなと思います。

その際に、年度の留保枠の扱い、余剰枠の扱いというのがお話としてありましたので、案の1にするのであれば、資料の4ページ目、この余剰分についての取扱いをきちんと規定しておいて、翌年以降にというところがよいのかなと思います。

加えて、その翌年以降に、7ページ目、採捕の機会が得られなかった時期への対応、これももちろんやっていただければ理想だとは思いますが、なかなかこの採捕量のコントロールができない。特に今年に関しては6月と7月、釣り人、遊漁者側も管理する水産庁側も、今のルールの中で適正に管理した結果、やはりこれだけ積み上がるぐらい、自然相手に非常に管理が難しく、なかなかリアルタイムに漁獲状況を各月で判断して適正に採捕禁止を出すというのは難しいので、僕個人の意見としては採捕機会が得られなかった時期そのものが、まだ適正と言えるぐらい、全体で最適化されていないと思いますので、留保があれば、翌年以降に均等に追加をするというのをやはり繰り返して毎月コンスタントに追加できるようにするというのがよいのかなと考えております。

以上です。

○田中議長 今、桜井委員から、案の1がいいということで、課題としては余剰というか、獲りこぼしが出た場合に、それをどう取り扱うかということを決めておいた方がいいんじゃないかという御提案だったと思いますが、何か獲りこぼしについてあった場合、具体的

な案とかございますか、桜井委員から。

今年のようにもし5.1トン、それを水産庁の案だと管理枠としてという案だったと思いますが、例えばこれ全部5.1トンを12か月で更に均等割りするとか、そういうやり方もあるわけですよ。

○桜井委員 余って繰り越した分を均等割りしたらよいのかなど。

○田中議長 そういう案、それでよろしいですか。

○桜井委員 はい。

○田中議長 了解です。

○高田委員 高田です。

今、桜井さんが言ったように、この5トンになるときに、毎月5トンというときに自分もそのようなことを言ったと思うんですよ。結局、話を聞くと日本全国海域が違うので、そこで公平性を持つなら、均等割でやってほしいというのが今まで、去年やってきた遊漁の船長らはそのように言っています。

だから是非それはやってほしいのと、同じように残った部分については、や公平を保つなら同じようにした方がいいと思うので、僕は賛成です。僕はというか僕らのところの地域は賛成です。

○田中議長 そうですね。均等割にしないと何か余剰、オーバーしたところが得をするという不公平になるから。獲った者勝ちになっちゃうもんね。

ほかはどうですか。御意見ございますか。

どうぞ、三浦委員。

○三浦委員 主体的には遊漁の方が決めていただくのが一番いいかと思うんですが、ちょっと、今、1案ということだけで出ていますので、私の意見ということで、私はどっちかという、1案もいいんですけども、2案の方がどうかと考えています。

でも、2案というのが今お話を聞きますと、余剰分を翌々月に配分するという、その部分がちょっとネックになっていて、第2案というのは均等割プラス、そして余剰分が入るということで、非常に基本的な管理の仕方が分かりやすいんじゃないかなとは思っています。

1案でちょっとどうかと思うのが、やはりこれは早い者勝ちという部分が出てきますよね。結果的には多くの方が長期間釣りができないとか、そういう不公平感が出てくるということもありますので、どっちかという、2案もありかなという感じです。

本来であれば、これは将来的には、この3案というのがやはりいいのかなという思いも

します。クロマグロの季節性、そういうものも管理の中に取り込むということで、この短期決戦化、これを解消できるんじゃないかなということも考えております。

3案を成功させるというのは、一番はやはり公平に実態に即した期間設定とあとは数量配分です。これをやっていかないと、この案は成功するのがちょっと難しいかなとは思いますが。

8年度からというのはやはり届出が出て新しい制度の始まりということにもなりますので、この部分については引き続きこういう専門部会の中で、慎重に制度設計を図っていく方がいいかなと思ひまして、2案をやりつつ実績とかあと課題を検証した中で、3案の方に期間管理とか、そういうものを検討しながら段階的に移行するのがいいんじゃないかなと私は思ひます。

○田中議長 そういう意見もあるということです。

どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 今の御意見に関してコメントと質問がありまして、コメントとしては、私もこの案の2はすごくよいと思ひます。ただ翌々月というのがちょっと引っかかっておりまして、翌月から均等に繰越しであればよいと思ひますけれども、翌月になると、中村さんがおっしゃったように月末から、切り替わって1日から再配分、事務的にもほとんど無理だと思ひますので、この月が1か月空いちゃうというのが引っかかっている。それをクリアできればよいかなと思ひます。

もう一つは、逆に今度質問なんですけれども、案の3の場合は、先ほど三浦さんがおっしゃっていた案の1だと例えば早い者勝ちだという話だったと思ひますけれども、この案の3だと、1期から4期に分けたごとの早い者勝ちになってしまうので、結局この各期の月の最終月が基本的には採捕量が減ってしまう形になってしまうので、そもそも選択肢が余りないかなとちょっと考えたので、その辺の早い者勝ちに関してのところでは案の3ではどういうふうに分けられていますか。

○三浦委員 今、水産庁案では4期に分かれていると思ひます。絶対これ4期に分けなければいけないんですか。

○櫻井課長 そういうことはございません。

○三浦委員 ないですね。一番多い月に、例えば6月、7月とかについては、2か月で1期として、その部分だけを前年の実績に応じて30トンにして、期間ごとのやはり上限採捕量というのを決めて、それが来れば採捕停止、そういう期間とか先ほども言ひましたよ

うに、期間設定とあとは数量配分、これを上手にやればうまく回せるのかなと思っております。

○田中議長 多分、4月、5月、6月獲っている人と、9月、10月獲っている人たちが全く別で、先獲りされると後の人が損をする。まずそういう根本的な問題があるんだろうと思います。

どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 それでいくと、基本的に案の1を推奨するのは変わらないので今の話でちょっと重要だなと思っていることが二つあって、一つは今日は京都の委員の方がお話しされていましたがけれども、管理主体の話があって、採捕実績に基づくとか、公平性、あるいはこういう各機関ごとの管理となると、管理の主体が遊漁者側にいて、それは漁業者の方でいう漁協のような組織がいれば第1期ごとに適正になるようにという働きかけができるんですけれども、結局この遊漁の場合だと、規制対象者、採捕者は個人、これは全年度を通して採捕者個人になるので、その実績に応じてとなった場合、その実績はどの年度のどの時期をどの地域で獲るのかというのは、まだまだ情報が正直出そろっていない。

今度、管理期間を複数に分けるとなった場合、基本的に後ろにしわ寄せが来るのは変わらなくて、そのしわ寄せを回避するには、自粛とか自主ルールみたいなものがないとなかなか機能しないと思うんですけれども、それをもうそもそもやる組織が遊漁者の場合だと、遊漁という実態上やはりないので、やはり案3とかというのは現実的じゃないかなと。

直近の事例でいくと、令和6管理年度、例えばこれは私もちょっと検討が浅かったなと思うんですが、そのときは各月の配分ではなくて採捕実績に応じて、8月と9月を二月の管理にしたんです。それはなぜかということと前年度、そんなに採捕されなかったの、2か月まとめて管理でいだろうというふうに行ったところ、非常に釣れ過ぎてしまって、8月の頭に禁止なり、9月は丸々1か月間操業ができないという事態になって、そう考えると余りやはりテクニカルに期間を切ったりするというのは、すごい遠い将来ではあるのかもしれないけれども、現状では機能しにくいということと、機能させるには何らかの管理主体なり、遊漁の採捕を抑制する仕組みがやはりないと、不公平感がより増してしまうというのをちょっと気にしているので、一応そういう実態だということで、コメントさせていただきました。

○田中議長 どうぞ、森さん。

○森委員 私の知っている限りですけれども、8月以降、特に9、10、11、12に、この採

捕の積み上がりが多分緩やかだと思っんですよ。これは青森、北海道のアングラ、釣り人、船長たちが積極的にリリースを推奨して、枠を使い切らないようにうまく営業してらっしゃるんです。

それと対照的に、6月、7月の日本海側は、もうみんなわーっと一気に獲ってくる。月の初めに予約を入れて、いつまでもつかなど、もう最初の3日ぐらいで獲っていくという、その違いがあるので、努力してうまく獲り控えているところと、わーっと先獲り競争しているところを同じ目では見られないかなという、そういうことを含めるとやはり1か2で、各月均等配分が現状ではいいのかなと私は思っています。

○田中議長 どうぞ、菅原委員。

○菅原委員 ずっとこの管理をしてきて、ぶっちゃけの話、釣れるところがある程度もう決まってきたるんですよね。J1の海域、J2に至っては多分岩手でちょっと遊漁船があるのと、小名浜から出ている船が獲っているんじゃないかなと思っっているんだけど、それはあつという間に通過して行っちゃうんです。魚が止まらないです。止まってこないでなぜか知らないけれども、J3、大室ダシ、千葉の後は、ある一定海域で止まっているぐらいの話であつて、そう考えたときに食べるためのフィッシングやっっているのは、委員の中では僕だけかなと思っっているんですけれども、去年の実績で4月、5月に僕釣りました。まだマイナス60度の冷凍庫の中に相当数あります。

そう考えたときに、釣期を伸ばすためにも、スポーツフィッシングの方々以外で採捕して食べようという方々に、果たして100キロのマグロを1本獲って自分でさばき切れるのか。

実際に、去年4月、5月で2本獲った中で、僕は自分の家に持ってきたのは4分の1も持ってきていないです。そんなにクーラーボックスに入らない。車に積み切れない。港で解体して乗り合わせた人間全員で分けて、それでも分け切れなくて、組合の人に食べてと渡しているくらい、船長も含めて。1匹獲ると大体10人ぐらいで分かち合っっているんです。それを分かち合っつやつを更にお裾分けで近所に分けても、まだいっぱいあるんです。

そう考えていったときに、海域も決まっているし、6ページ目の論点に、バグリミットをどうするかということを考えていくと、僕の中では案3というものが非常に有効に働いてくるかなと思っんです。

というのも、ここで見えていくと、第1期4、5じゃなくて6期に分けるべきかなと。6期に分けると、今年の採捕実績のところうまく二月、二月ぐらいに区切れていくんです

よ。その中でバッグリミットを各期間中に1というものに下げてもっと広い人たちにいくようにする、できるようにするためだったら、この方法を取るのが一番ではないかなというふうに思っているんです。

あともう一つ、単純にどうするかということを考えたら、やはり資源を守ろうと思うにはやはり産卵期間のことを考えなきゃいけないということと思うと、6月、7月は産卵期間で、佐渡島の周りで産卵しているみたいですよ、どうやら。

この6、7でだだ一と獲っているのが正しくその海域なんですよ。今年は大きいと言っている、たまに200キロをオーバーがいるらしいけれども、やはり80キロから150キロぐらいの、やっている方からすると獲りやすいサイズなのかな。だから採捕数量も上がっちゃう。

このところ、個人的に言ったら、僕はここを本当にキャッチ・アンド・リリースだけでいいんじゃないのと。ましてやはたいた後の2か月、3か月ぐらいキャッチ・アンド・リリースでいいんじゃないのと。

それを言う漁師のあれで言って申し訳ないけれども、山陰の巻き網船が何十トン、何百トン、何千トンも入ったとかいうような新聞が毎年8月前後ぐらいに流れているけれども、話を聞くとキロ200円のマグロ獲って何になるのと、誰がそれを食べているのと。

やはりもうそろそろいい加減、漁師の方々も遊漁者も、時期というものを考えながらある程度やった方が、採捕するんだったら時期を考えてやろうよということのを少し考えていた方がいいところに来ているんじゃないのかなと私は考えているので、どの案も非常にいいと思うんですよ。いいと思うんだけど、僕個人的にはこの論点のところのバッグリミット調整をしていかなきゃいけないと思う中では、3にしていかないと、バッグリミット調整が難しいよねという感じがしています。

○田中議長 どうぞ、柏瀬委員。

○柏瀬副議長 僕の意見としては、なかなかどれも正直悩ましいところなんですけれども、まず、今、菅原委員の方から、期を区切ってということなんですけれども、これもちょっと見ると海域ごとにうまく割り振れるかなと僕も思ったんですけれども、ただやはりまだまだデータが少なくて来遊が予想できないんです。

去年はこうだったからというのが、今年にそうなるかどうかは全く分からないし、そうになると、もうちょっとやはりそこら辺はデータ集めが必要かなという気もするので、僕はやはり取りあえずやはり均等割の案1でいった方がいいのかなという気はします。

どうしてもやはり期になると、例えばこの図では、1期で15トンなって、例えば第1期で4月、5月、5トンとなっていますけれども、ブレーキが利かなくて、4月、5月で、例えば12トン獲っちゃうと、結局6月は3トンしかなくなっちゃうという、さっき桜井委員が言ったように、おとしは海域とか実績をベースに、8月、9月で分けたら9月が丸々釣りができなかったというリスクもあるので、もうちょっとデータ集めが欲しいなという気はします。

それと、取りあえず来期の管理方法の件に関してとは別に、獲りこぼしの件で、今期に関しては5トンぐらい獲りこぼしが出ちゃうかなと。それをどうするんだという話もありましたけれども、これはちょっといいかどうか分からない、ぱつと思いつきで申し訳ないんですけども、例えばこの獲りこぼしの配分を各月均等にするのが良いのか。

○田中議長 獲りこぼした……。

○柏瀬副議長 いや、採捕違反をしたところ（期間）は少なくするなどはどうかと。

○田中議長 逆か。

○柏瀬副議長 そうですね。ペナルティーとして。例えば6月なんかだと7件、委員会指示の裏付け命令が出ているから、多いのでちょっと割り振りを少なくするとか。そうすると、釣り人同士の抑止効果がちょっと生まれるんじゃないかなと。違反をすると来期、獲りこぼした分の分配が少なくなる。

お前が違反したから6月少なくなったんだぞみたいな、そういう抑止効果が出るのかなというところと、あともう一つお聞きしたいのがさっき菅原委員からも話が出たように、個人が100キロのマグロを獲ったところでどうやって処理するんだと。これは本当に市場に流れていないのかということがあって、2ページのリストの中では、市場に流した違反というのは1個も書いてなかったんですけども、そこら辺はどうなのかというのと、あとはクロマグロの市場に流す全量個別ID化みたいのが今度できるじゃないですか。それがちょっとどのくらい進んでいるのかなというのもちょっと聞きたかったです。

○田中議長 どうぞ。最後のは特に。

○中村室長 今の柏瀬委員からの話ですけども、遊漁で獲ったものを販売しますと、それはもう漁業で営むということになり得ます。この場合、漁業につきましては、広域漁業調整委員会の承認が必要という制度になっておりまして、そこの未承認、承認を取らないで営みましてということになりますので、漁業の違反として処理をしております。

○柏瀬副議長 委員会指示違反とは別。

○中村室長 この資料の中には出てきませんが、そういった違反自体は実際ありまして対応してございます。

水産物流通適正化法につきましても、この4月から施行されますので、クロマグロに関しては規制が強化されていくということになります。

あとすみません、菅原委員が言われました、巻き網のマグロは今は多分200円ということはないです。値段を高くして、漁業者自身もしっかり高く売ろうという努力はしているところがございますので、その点について付言させていただきたいと思います。

○田中議長 どうぞ、高田委員。

○高田委員 菅原さんが言った漁業者の前でと言われていましたけれども、僕らのところはやはり1本ずつ釣るので、申し訳ないんですけども、同じ漁業でもちょっと違うもので、それはちょっとここで話をさせてもらわないと。僕らもそれについては皆さん同じだと思う。1本釣りの仲間はそのところを何とかしないとというのがありますよ。

以上です。

○田中議長 ここに出ているいらっしゃる遊漁の皆さんはジェントルマンだからちゃんと規則は守っているんですけども、そうでない別グループがいらっしゃることだと思いますけれども。

○田中議長 どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 すごくいい議論になっていると思うんですけども、一応何かちょっと皆さんと認識のすり合わせしたいなと思っているのが、この遊漁の採捕数量を管理するということにおいて、一定の管理の考え方みたいなところが必要なかなと思っています。

結局、何を重視するのかということで、例えば先ほど菅原さんからあったマグロ遊漁者が産卵期のマグロを獲って資源の影響に与えるか否かみたいなところは、言い出すと結構論点がたくさん出てくるなと思っています。

個人的に、この何年を見ていて、実は大切だなと思っているのはやはり枠を超過しないことだと思うんです。遊漁者が50トンなり60トンの枠にしっかり収める、60トンが多い少ないという話は一応はありますけれども、一応漁業者の方も含めて日本国内でそれぞれ割り当てられた枠をとにかく超過しないように守る。その次に公平公正な配分みたいなところなのかなと思っています。

そう考えると実は今年に関しては、6月と7月、この12.6トン、12.8トン、こういったことがやはり突発的にほかの月でも起きて、年度を通して枠を超えてしまうということ

どうやったら避けられるかという方が重要なのかなと思っています。

なので、実は余っている枠については、私はそんなには危惧してなくて、むしろ余らせて、もちろん余らせずにたくさん釣りたいんですけれども、余っていること自体は正直そんなに悪くないのかなと思っています、ちゃんとその枠内で収めるということ、そうなったときにこの6月、7月のような例をどう防ぐかという、例えば先ほどから出ているキャッチ・アンド・リリースみたいな話がありまして、以前から議論に出ているとおり、この4月から3月まで月の前半をキャッチ・アンド・リリースの期間にして、全ての数量を報告させる。残り後半を通常の採捕期間として採捕を認めるということです。

これは、例えばなぜこれがよいかと言うと、結局水産庁の皆さんも月初にヨーイドンで始って、いきなりぱっとデータが上がってくるので、いつどこで釣れていてどう止めたらいいかわからないと思うんですよね。

別にキャッチ・アンド・リリースじゃなくてもいいんですけれども、釣れている実態をなるべく把握して、ある程度予想して早めに止める、止めないというブレーキをかけにいきたいと思うんですけれども、この6月、7月は多分積み上がりが早いし、特に今年においてはおかでマグロが釣れるぐらいマグロが増えて海流が沿岸にまで来ているというふうになると、今年の6月、7月のことは、今後もすごく起きるんじゃないか。そうなったときにやはりキャッチ・アンド・リリース等で採捕量を積み上げずに、どこでどれぐらい釣れているかというのをある程度データを集めつつ、6月15日からちょっと危なそうだなと思ったらもう6月15日時点で例えば止める。

でも、6月の前半半分は釣りができるので、公平公正という意味では釣りの期間が長いみたいな考え方があるので、遊漁の管理をどうするかというときに、もちろん一つに絞るのは難しいと思うけれども、何を重視するか、何に気を付けるべきかというときに、特に超過してしまうこと、6月、7月のようなことがほかの月でも続けば、あっという間に60トンの枠を超えて漁業者だけじゃなく、日本全体に迷惑がかかっちゃうので、これは逆に水産庁の皆さんにどの辺を重視して我々は考えて議論すべきかというのは、意見じゃないけれども、コメントを頂きたいなと思います。

○田中議長 水産庁。

○櫻井課長 ほかの枠が、クロマグロもそうですけれども、漁業の種類ごとに基本的には枠が決められているということなんですけれども、そういうところも踏まえて私の方からお答えを申し上げますと、一つはやはり今、櫻井委員がおっしゃっていたように、トータ

ルで60トンなら60トンの枠を管理期間中に超えないというのがまずきます。

それから、もう一つあるなと聞いていて思ったのは、その一方で、先ほどから獲りこぼしという言葉で語られているけれども、余剰が出ないように、漁業の方は特にそうだけれども、獲りこぼしと言われるようなその枠に達しないというのは、有効利用されていないということですから、営利行為である漁業では、それはある種の機会損失なんです。

どういうレンジで見るといえるのはあるんですけども、一定のルールで繰り越されますから、どこで見るといえるのはあるんですけども、やはりなるべく定められたところにぎりぎりぐらいで、オーバーしないぎりぎりまで獲るのがあれで、いろいろなところで話が出ている漁業の方の漁業種別団体による管理みたいなことは、典型的にその二つを念頭に管理の手法を、それはクロマグロだけに限らずほかのものもそうです。

去年の後半は、スルメイカの話をしてしまったけれども、あれは超えちゃったからなんですけれども、あれはちょっと不幸な現象が起こったということなんですけれども、スルメイカはスルメイカで今、言ったような考え方の下にいろいろな漁業種類がそれぞれ、ちょっとずつ形を変えながら管理の手法を進化させてきたという、あれがある種の一つの典型だと思います。水産庁的にはやはりそういうことかなと思うんですけども、どうですか。

○中村室長 そうだと思います。やはりしっかり守っていくというところだと思いますし、正直者がばかを見ないようにというところで、行政としてもそういった遵守、ルール、取締りというところはあるんですが、やはり遊漁者の皆さん方でもそういった意識醸成というものをしっかり持っていただくためには、やはり納得感のあるルールづくりというところも大事になってくると思います。それがひいてはクロマグロの資源が守られるということで、それに伴ってクロマグロ遊漁の機会というものも残っていくということだと思いますので、そういったところのために、こういった遊漁専門部会の議論というものをしっかりと御活用していただくということが大事かなと思っております。

○田中議長 そうなんですけれども、何で枠ぎりぎりまで使ってほしいと言うか、一つには、漁獲実績に基づいて配分するということになって、余らせると要らないだろうと。遊漁でキャッチ・アンド・リリースの立場からすると資源保護していいことをしているというふうに理解されるんですが、奪い合いをやっている世界が今大多数で、そう言われるリスクもあるんです。

どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 そういう意味では、実態に即した管理をするという意味では、遊漁が漁業と

違うというのは、漁業の皆さんもよく言われることなので、遊漁はやはりキャッチ・アンド・リリースの主たる漁法というか、釣り方の一つになっていますので、実績を見るといふふうになった際には、キャッチ・アンド・リリースも含めて数字を見るということが重要かと思います。

漁業者のお二人に感想というか所感を伺いたいんですけれども。

例えば、先ほど私が言った月前半はキャッチ・アンド・リリースにして、月の後半から採捕を認める。それが上限に達しそうになったら禁止するというのをちょっとやりたいなと思ったときに、例えばこれは水産庁の皆さん、管理する側から見ても、例えば6月とか7月が、これだけ積み上がってしまうのは、今のクロマグロ遊漁の配分だと大体月末は禁止になっているので、蓋を開けてみないと分からないんです。

例えば、今年も5月末もすごく釣れていて状況が分かっていたら、よしじゃあ止めようみたいな動きができたと思うんですけれども、それがもうできないですね。直近の情報がとにかかない。蓋を開けてみて、えいやで管理しにいくということを考えると、やはり前半、釣りに出ている人に釣れている状況を報告させて管理するというふうにすると、多分データ上すごいそろう。

一方で、月の前半は採捕をオーケーにして、例えば危なくなったら止めて、後半キャッチ・アンド・リリースみたいにする案もあると思うんですけれども、そうすると前半がまた今度、急速に積み上がって、禁止になった以降にキャッチ・アンド・リリースするというのは、多分漁業者の方からすると、すごく抵抗感があると思うので、採捕禁止措置が出る前に、規制として月の前半キャッチ・アンド・リリースをさせる、かつその報告義務を課して、月の後半は釣りをする。上限に達しそうになったら禁止にするというプラン。

自由に釣りをして採捕が積み上がってきて禁止になりそうなんだけれども、ぎりぎりの数字のところでキャッチ・アンド・リリースをさせるのだったら、前者の方がよいかと思うんですけれども、採捕禁止後に、キャッチ・アンド・リリースをさせるんじゃなくて、数量がまだ上限達していない段階でキャッチ・アンド・リリースを広域漁業調整委員会の委員会指示として報告義務とセットでやらせるというところには何か御意見あたりしますか。

○高田委員 まず、今、アプリを作っているじゃないですか。やはりそういうのが導入されて、ある程度数字が把握できないと、今、遊漁船の話ばかりしているけれども、遊漁船だけじゃないじゃないですか。プレジャーボートやマイボートが出てくる。そうすると、

もっと管理が難しくなると思うんですよね。いろいろな漁場で。

要は、キャッチ・アンド・リリースが悪いわけじゃなく、ちゃんとした人達で適正にできて、適正な報告、もしそれを犯したら罰則ができるか。言葉は悪いけれどもちゃんとした管理が行われる、そういうフィールドができた中で、始めなければいけない。今、まだ水産庁の方もそこまでいっていないと思うんですよね。

桜井さんが言っているのは、キャッチ・アンド・リリースがいいとか悪いというのは抜きに、まずそういう管理ができないと、導入しても、もっと大変になるんじゃないかなと。漁場を見ていて、漁業者と遊漁船業者といろいろな話を、さらにはマグロ専門業者と遊漁の話聞いて、漁場で解決していけば、桜井さんが言っているように、よりよいすみ分けというのがいろいろできてくるんじゃないかなと思うんですけれども。そこはまだ先じゃないかなと思うんです。言っている意味は悪くないと思います。

○桜井委員 現場に出ていると、リアルタイムな管理、アプリを作っても、ウェブでもLINEでも、もう僕は無理かなと思って、自分自身も釣りに行きますけれども、やはりばたついていると、きちんと報告を上げるといって自体も結構抵抗があるというか、大変は大変なんです。しかも何人かで行っていたりすると。

キャッチ・アンド・リリースじゃなくてもいいんです、とにかく実態を常に把握できているようにしないと、この6月、7月のようなことが、いろいろな月で起こって、むしろ全く管理ができなくなるんじゃないかなというぐらい魚も釣り人も増えていて、そうなるなるべく釣りをしている期間が長くて、魚がいるのかいないのか、釣れているのか釣れていないのかということをおおよそ把握できるようにしておいた方が、私が釣りをしているよ、駄目だよという管理をする側だったら、やはり情報が多い方が判断がしやすくいいのかなと思って、6月、7月の突発的な積み上がりの例はもっと悪化することも全然考えられると思うので、採捕禁止といっても禁止がリアルタイムにされるわけじゃなくて、その日、海に出ている人たちで、魚が大型でたくさん釣れていたら、あっという間に数字が積み上がってしまうので、それだったら釣りしている時期を見て、キャッチ・アンド・リリースの期間でも、もうすごい魚がいると考えれば、資源管理に影響を与える可能性があるかと判断して禁止にしても例えば極論いいと思うんです、逆に。

キャッチ・アンド・リリース以外で魚がいるのかいないのか、釣れているのか釣れていないのかを知る手だてがあれば別によいと思うんですけれども、逆に水産庁の人達は怖くないのかなと思っていて、突発的に停止ボタンぽちっと押しても、その間に釣れている量

が、僕は海を見ていると、マグロが本当に増えているし、釣り人も増えているので、管理ができないというか、行き当たりばったりではないのはよく分かっていますけれども、現状のルール上は。

なるべくリアルタイムに超過しないように禁止するには、どうしたらいいだろうと考えたら、やはり届出制にしたとしても不特定多数の個人が海に遊漁プレジャーで出ていて、マグロもたくさんいて、柏瀬さんは釣れていないんですけれども、今現場に行くと、マグロは本当に簡単に釣れるんですよ。キャッチ・アンド・リリースをしたいというよりも、キャッチ・アンド・リリースじゃなくても、毎月、毎日、状況が分かるような仕組みを作っておいた方が正に資源管理になるのかなという意見です。

逆にこの12.8トンで済んでよかったなと思っているんです。もっと積み上がってもおかしくないし、これは令和8年管理年度でも起こる可能性が全然多いんじゃないかな。

○田中議長 マネジメントをどうするかというのは、引き続き検討課題だというふうに思いますが、また後で議論することといたしまして、当面の課題としてはまず来年度どうするか。配分をどうするかということを決めないと、4月からスタートできないということになってしまうので、その点について御議論いただければと思います。

今、1案と3案、2案は漁業者の方からちょっと出ていますけれども、遊漁者の方から1と3ということで出ていますが。

森さん、どうぞ。

○森委員 1、2、3はそれぞれ、メリット、デメリットはあると思うんですけども、3については菅原さんがさっき言った、今、4期に分けているじゃないですか、4、5を抱き合わせ、6、7を抱き合わせとか、8、9を抱き合わせにすれば、考慮する余地はあるかなと思います。ただ、今のままだと例えば4月、5月で獲り過ぎて、たださえ獲りたい人が多い6が減るということになっちゃうので、今のままだと。7、8、9が抱き合わせなので、7で焦げ付いたら、8、9はもう獲れなくなる。それよりはもう今、毎月5トン、これは確保されているという状態の方がいいかなと思います。

今後、期間分けするのだったら、4、5と6、7、その辺を抱き合わせた状態で、また議論、次の令和8年度ではなくて、その次ぐらいで議論してもいいのかなと思います。なので、今、案1と2で考えた方がいいかなと私は思います。

○田中議長 どうぞ、事務局の方から。

○中村室長 2か月ごとに分けるというやり方もあろうかと思いますが、案の2の

翌々月と同じところでございまして、例えば4月、5月でやったときに、4月で、余るにしても超過するにしても、おそらく数字が確定するのが翌月に入ってから何日間か後になります。

それから、水産庁のホームページで公示して、数量5トンだと思っていたものが減るにしても、増えるにしてもちょっと動くという現象が起きますので、それを遊漁者側の方がどう受け止めるかというところは留意点としてあるかなと思いますので、言わせていただきました。

○田中議長 どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 もし、やれるのであれば、翌月の15日から追加する、ができるんだったら、ちょっとありだと思えます、やり方としては、ほぼできないと思いますが。

なぜできないかと言うと、0.2トン、15日時点で禁止になっていたら、0.2トンのために解禁するのかというふうになるので、やはり間は1か月空くというのは、もうちょっと余る量が数トン単位で余れば、ちょうど月初で禁止になってしまったけれども、余っているから月の途中で解禁してほしいという声が結構水産庁側にも上がっていたと思います。我々のところにも遊漁者から来ていたので、そうしてあげられると多分よいだろうなと思いつつ、何か現状は難しいんじゃないかなというふうにはちょっと感じています。

○田中議長 どうぞ、菅原委員。

○菅原委員 管理の仕方は、僕は1の案でもいいと思っています。この先ずっと僕が懸念しているところは、バググリミットどうするかということになると、この1案でやっていると、バググリミットの管理がずっと変わらないまま行ってしまう。

なので、1案プラス3案みたいな形のハイブリッド形式、バググリミットに関しては、例えば4月、5月、若しくは今見ていると、この5年、6年のデータ集めをやっていると、ほぼ漁期が決まっているようにしか見えないんですよ。大体この時期に、多少の前後があっても、私はJ3海域ばかりに行くけれども、J3海域を見ていると、この6年、7年はずっと同じ時期にやってきているんですよ。

一番最初に見えてくるのが12月ぐらい。犬吠埼の辺りでマグロが見えるのが11月ぐらいにはもう見えているんです。いるなというのが。ほかの魚を釣っていて落としている最中にマグロが食って、当然上がるわけじゃないです、4号、5号のハリスを使っているんだから、一撃で終わりというような状態になるんだけれども、余り変わっていない。

あとは委員全員の御意見を伺ってなんだけれども、僕自身はとにかく月1のバググリミ

ットをもうちょっと減らすべきじゃないのと。2か月に1匹なり3か月に1匹なりという
ような形のリミットで構わないんじゃないのと。そうすることによって、多少漁期も伸び
てくるのではないかと。

今現在月1になっているからあれだけども、この月1になる前のときは、私が知っ
ている限りで、1か月で1人で5匹ぐらい釣っていた人間がいた。もうそれぐらい釣れてし
まうんです。それを減らそうと思ったら、このハイブリッド形式にしていって、止めるの
はもう各月の配分で止めてくるんだけれども、バググリミットに関しては、1人1期間で
1匹ぐらいにする方が長くなるんじゃないかなと思うんですよ。いかがでしょうか。

○柏瀬副議長 この採捕数量の期間とバググリミットの期間を別に考えるということでは
できないですか。

例えば1番でいって。

○菅原委員 それがだからハイブリッド。

○柏瀬副議長 1の案で枠はいくけれども、例えば2か月に1尾とか。

○田中議長 ただ2か月というと管理が大変になるので、4月、5月で1尾とか、そうし
てもらった方が有り難いと思うんだけれども、2か月というとその個人によって2か月の
期間が違ってきちゃうので。

○柏瀬副議長 だから4月、5月で、1人1尾の採捕だと抑制できるのかなというふうに。

○田中議長 どうぞ、森委員。

○森委員 これは令和8年度の管理期間で1人2尾とかに抑えるという議論があってもい
いのかなと思うんです。

○田中議長 年間で。それも一つのバググリミット。

○森委員 2尾ぐらいでいいと個人的には思うんですけれども、水産庁さんはデータがい
っぱい集まってきているじゃないですか。多い人で1人何尾ぐらい獲っているかとかあり
ますか。

○事務局 大体1年間で、2人、3人は毎月の報告が……。月によります。

○田中議長 それはオーバーしていたりしない。自分の民宿で出したりとか。

○菅原委員 確かに年間で1尾、2尾で僕はいいと思うんだけれども、中にはやはりマグ
ロを追いかけ回している人たちがいて、漁場が違うところに、青森の海域に行ってみたり、
大島の海域に行ってみたり、日本海に行ってみたり、九州に行ってみたりする人がいるわ
けですよ。それをだから年間で2尾とやってしまうと釣りにならなくなっちゃうから、こ

これはこれでまたちょっと違うのかなと。

僕の中で今データを見ていく中では、大体2か月ぐらいで同じところに移行していつているJ1、J3、J6、7という辺りで動いていつているから、それをうまい具合に区切れるようにしていくと、その期間で1匹でいいじゃないのと、そうすればどの海域でも釣りに大体行けるよねという感じになると思うんですよ。

特に、メイン海域のJ1とか、やはりマグロといったら北というイメージと、なぜか知らないけれども、南が結構ちゃんとやっているから、そういうところに行く人たちというのを妨げないようにするためには、年間を少数じゃなくて、回れるような形を考えてあげるべきではないかと。

○田中議長 という案が出ています。

今の意見の共通点としては、月1じゃなくていいという意見は共通だったと思いますけれども。

○高田委員 年に何本にするの。

○田中議長 年に何本にするか、それとも2か月に1尾にするか。その案が今残っているような感じだと思いますけれども、年に何尾かというふうにすると。

○菅原委員 減らすとそれはそれでまたブーブー言う人たちがいるんでしょう。

○森委員 ほんの一部の。

○菅原委員 一部だとは思いますが。

○田中議長 量的には、年に6でも、二月に1尾でも、トータルでは変わらないけれども、獲り方ですよ。どっちがいいかという。

どうぞ、森委員。

○森委員 これは誰も決められないと思うんですよ。私がここで発言して、年間2本になったというのが、将来的に議事録が公開されて私が公開処刑になる可能性もあるわけです。菅原さんが2か月に1回にしろと、毎月釣っている人からあいつが余計なこと言ったと言われる可能性もあるわけです。

採捕禁止になることで、機会を失われている釣り人がたくさんいるので、そっちを救済することの方が優先なのかなと、私は例えば年間2とか、年間3でもいいですけども、年間3でいいんじゃないかなというのが私の個人的な意見なんだけれども、それ以上釣っているが、先ほど毎月報告を入れてくる人がいるという話もあったので、それ以上釣っている人からすると迷惑なことをしてくれなという話だと思うんですけども、ほかの人に

も機会を与えるという観点で考えると、年間3でどうですか。反対意見出ますか。

○田中議長 いかがでしょうか。

この委員会、合意で決めるんでしたよね。

○高田委員 漁業者は細かく割っていくと、大型魚だと、1匹とか2匹という数字が出てくるんです。だからその辺は、別にどうのこうのじゃなく、大きな数字があるけれども、それを本当に割っていくと、1匹、2匹というところもあるんですよ、1人。だからそれを考えたら、それでいいんじゃないかなと思うんです。

後は、桜井さんが言ったように手法はいろいろあるわけです。ただ、先ほど自分が言ったように、今ちょっと早いかなど。いろいろなことがまだ、解決できていないと思うんです。それはやはり議論をしてやっていくべきだし、年間3本とかいうのは、漁業者サイドから見たら、それでいいんじゃないかなと思います。

本会に出ると、ほかの魚種、漁種の人たちも出てくる。皆さんも出席していたから分かると思うんですけれども、大きな船の、流し刺し網の方が出てきたときには、二十何隻で40トンしか獲れないなどの話が出てくるじゃないですか。漁業者の話をつなげると、一本釣りでも2本、3本しか獲れないという話が出てくるので、遊漁者等が2カ月で1本というのはいんじゃないかなと思います。

○田中議長 そのとおりで、枠はそんなにないので、漁業者の数は多いので、分けると本当に1人1本というところも出てきちゃう。だからこの話を聞いたらやはり何か言う人が出てきちゃうかも。

どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 私も高田さんのお考えは実は賛成で、僕もマグロ釣りはよくやりますけれども、ワンシーズン1本、1年で1本のバググリミットというのは将来的にはありだと思います。

先ほど茂木さんが講演されていた際にも、同様のルールを海外で適用しているというのが事例を出されていましたが、菅原委員もおっしゃっていたとおり、食べたりそういう食として楽しむという意味では、1年1本あれば、実態は十分だと思うんです。

一方で、バググリミットの議論は、慎重にやるべきかなと思っていて、一つは適正に管理するとなったときに、届出制とセットになるんですけれども、これは私も実態体験なんですけれども、例えば大人数で行くとき、余りクロマグロ釣りに慣れていない人は交代で釣るんです。だから厳密には誰が採捕したかというのは、報告したその事実を取るし

かなくて。

船に乗っていて、例えばメインで私が釣りしています。一本釣って報告していました。でも何人かいる。じゃああなたの名前で報告しておこうというのは実態ベースで見たら、正直結構あると思うんです。

なので、一気にバググリミットを厳しくして規制かけると、当然遊漁者側は採捕したい人はやはりその分いますので、本当にその適正に採捕者が報告して、その人にバググリミットがかかっているかというのをやはりよく考えないといけない。これは水産庁さんへのお願いになります。

適正にバググリミットを厳しくすることに、例えば名義貸しして届出をしてという形ありますけれども、厳密にそのバググリミットは何なのかという、それに関する違反というのは、そもそも今はあるのかなとか、そういうのがセットになるのでそこは要検討かなと思いますが、ただ総じて年1本で正直十分だとは、私も思います。

○田中議長 どうぞ、菅原委員。

○菅原委員 今の桜井委員の意見と僕も一緒なんです。将来的には変な話、バググリミットなんて1本とか2本とかそんなもので十分だと思っているんですよ。

ところがこのバググリミットをそうしちゃいましょうと言ったら、さっき僕が言ったように、いろいろな地方に釣りに行かれる方が一本獲っちゃったから、もうほかのところ行けない。これに対する経済効果というのがやはり違うんですよ。

今、全部の釣り人がクロマグロをやるわけじゃないけれども、遊漁者の人口の方が漁師さんの人口より明らかに多いんですよ。5倍ぐらいあります。

そこがもたらす経済効果というのは、やはりこの関東近辺に住んでいて、青森にまで釣りに行って、その旅費を払っている、宿泊費は払っている、食事代を払っている、こういうものを考えていったときに、最終的にはキャッチ・アンド・リリースとか何かそういう釣期が延びるためのものが出来上がらない限りは、いきなり1匹にしましょうとやると、これは大変なことが起きると思うんですよ。

だからその最終的なところに行くためには最後はこれでいいよねだけれども、そこまでは徐々に減らす。だから年3ではなく、僕はだから二月に一遍、今年1だから、それを徐々に減らしていきながら、いろいろなルールを作っていかなきゃいけないんだろうなと思っています。

○桜井委員 あと補足すると、バググリミットを議論するときには、今日の茂木さんの話

もありましたけれども、やはり採捕者個人のバッグリミットにするのか、現行の制度は多分本当は難しい、船単位、船長単位の方が管理としては間違いなくやりやすい。僕がさっき言った名義貸しみたいなことも基本的には起きなくて、船長が年間で5本だったら5本、船長の判断で、いつどのタイミングどの大きさをキープするか決められる、採捕者はそれに従うというのがバッグリミットを最適化するという意味では重要だと思っていて、船単位の採捕の権限を与えるというのは、何か制度上すごく要検討だと思うので、それぐらいちょっと難しそうな印象です。

○田中議長 森委員。

○森委員 今、バッグリミットの話で、今、1人月1本じゃないですか。まだ多分こういう議論されていないと思うんですけど、1本キープしました。この人は3日間釣りしています。初日に1本キープした人は釣りしていいのかどうかという議論が多分まだなされていないんです。

海外でも、バッグリミット、いろいろな魚にかかっている、船の生け簀に既に5匹が入っている状態で釣りをしていいのかどうかという議論があって、魚種によって違ったりします。

例えばサーモンの場合、キープする人が多いような魚の場合は、もう自分の手元に魚がある状態で、その次を狙いに行っていることがもう駄目。私の理解だと、今、日本の採捕という定義からすると、多分1本キープした人はもうその月は釣りしては駄目なんだろうなというふうな理解をしています。ただ、そこまでの議論を今はしていないので、その辺はそのうちなくてはならない議論なのかなというのをちょっと今思い付いたので、ちょっと発言してみました。

○田中議長 後でどこかで話そうかと思ったんだけど、漁業法では採捕する行為、釣ろうとする行為を採捕と定義されているので、釣ったか釣らないかではないんです、法律上。

○桜井委員 むしろその話は前にも出たと思っていて、採捕禁止期間でなければ別にキープしていても釣りして、明確によいし、むしろ私も去年か、もうバッグリミット、全員満杯でも釣りしてキャッチ・アンド・リリースして逃がしているので、バッグリミットという話と採捕の禁止期間の話というのは別の論点で、むしろもう議論済みだと私は理解していました。

○田中議長 どうぞ、柏瀬さん。

○柏瀬副議長 例えば今、このバッグリミットに関してなんですけれども、これは人のバッグリミットじゃないですか。例えば1日1船1尾というバッグリミットのかけ方も技術的にはできるんですか。

○中村室長 できます。委員会指示の規制の仕方は、1人1月1尾を超えて保持してはならないというような規制にはなっています。

○田中議長 法律的な視点はもっと水産庁の方で詰めてもらった方がいいんじゃないか。

○櫻井課長 検討はしています。キャッチ・アンド・リリースの話は。ちょっと戻っていると思うのは、手法を具体化をなるべくするのと並行で、制度的にどう組み込むかということを検討するというところで今までやってきたということで、両方ともまだまだ検討が足りないということだと思えるんですけれども、キャッチはそういうことなんです。だけれども、キャッチ・アンド・リリースと言ったときに、それをどう定義するかということにもよるので、そこも決めようだと思いますけれども、今より厳しくバッグリミットが決まったとして、その後どうできるのかというのは、今の話とセットだし、諸外国の例もいろいろ調べてもらったりとかもしましたけれども、どちらもありということでしょうから、やりようはあるということだと思います。

それから、今の議論を聞いて、食べるということでキャッチがあればからバッグリミットで、もう一つ多分最近あるのは、食べないけれども、こういう写真を撮って、いわゆる若い人たちの「映える」という、こういうクロマグロの大きな魚体は特に「映える」んですよ。だから、その人たちは食べるうんぬんの話じゃなくて、だけれどもキャッチしたいとか、全国を回ってむしろ北と南で両方キャッチしましたという、こういう写真とかをインスタに上げられるものが欲しいのかなとなってきて、それもまたそのリリースの方を普及させて、リリースをする写真が「映える」ようになるとかウケるようになれば、それはまた変わっていくこともあるだろうし、それも含めて、今回の冒頭で申し上げたような、二つの道筋でリリースの話をしていくということを急ぐということが重要なんじゃないかなと、今、この30分ぐらいの議論を聞いて思っていました。

○田中議長 いずれにせよ、要検討ということで、すぐには決められない問題なので、もし今決めるとすれば、バッグリミットを年単位で出すか月単位で出すか、その期間単位で何匹というふうにするかというそのチョイスは今決められる。年3匹なのか6匹なのか、あるいは期間別に1匹ずつにするのかとか、その辺は現段階では決められるけれども、もうそれ以上のことは多分今すぐは難しいということですよ。

○菅原委員 みんな賛成なんだよね。

○田中議長 さし当たって半分だよね。

○柏瀬副議長 だから僕も思ったんですけれども、菅原さんが言ったように、今まで年間12匹獲ることがいいことかどうかは別として、それが1尾になっちゃうとか、あとはさっき僕が言ったように管理方法を人じゃなくて、船にするとかというのは結構大きな変化じゃないですか。

そうすると、やはりどういう問題が出てくるかというのも見きれないという部分があるので、ただ今まで1月1尾だったものを半分だったらいいのかなという気もしなくもないです。

○田中議長 その辺が限界じゃないかと……。

○柏瀬副議長 徐々にやはり減らしていく、段階的に減らして行って、あとは当然その間に、本格的なキャッチ・アンド・リリースの技術とかも深まっていくし、という気はします。

○田中議長 どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 バッグリミットの今議論しているのは、漁期を伸ばすために採捕を抑制したいという話じゃないですか。ただ今は月1本なわけですよ。毎月釣っている人がいたとて、何が言いたいかと言うと、バッグリミットを規制しても実は余り漁期は変わらないんじゃないかなと思って、例えば今は年間最大12本ですよ。それを年間6本というふうにしたときに、それでも月1本は変わらないわけですよ。月何本もってなっちゃう。

○田中議長 どうぞ。

○菅原委員 僕が言っているのは、今、ここうやって見ていると、ある程度もう決まっているんですよ。4、5はJ3だし、6、7はもう多分6、7、8と書いているけれども圧倒的に7、8だと思っている。J8の海域は8月も入るけれども、そこから先はもう北上しちゃっている群だから、ほぼJ1海域、あとはこれで見るともっと上の、J9ですか。その海域だけでも実際にJ9からの報告は上がっていないし、恐らくここら辺でクロマグロ遊漁やっているところがないんじゃないのかなと。

上がった港、龍飛とかそこら辺からはもう上のテンイチまで行っている船があるみたいだけれども、そこで獲ったという報告じゃなくて、上がった港の報告が多いんじゃないかなという気がするんですよ。

そういう観点でいって、単純に区切るんじゃないで、ここはこの期間はこの期間で大体

そうだよ、というところで振り分けていく。それをなぜかうまくはめていくと、4・5で1、6・7で1、8・9で1、10・11で1、12・1で1、2・3で、ほぼ同じ海域に当てはまってくんじゃないかなと思ったので、そういう分け方をしながらの1尾ずつだったら日本全国どこでも行けるよという感じかなと。

○桜井委員 毎月1本じゃなくて、2か月間、管理月間2か月間につき、とかであれば。

○田中議長 半分になるということ。

○桜井委員 何か単純に、そんなに漁期が伸びないと、その違反をチェックするのが月に何本も出してくる人がいるかいないかを確認するのが二月通してとか、手間だけかかって、そんなに抑えられないので、キャッチ・アンド・リリースとセットで拾っていいかなとちょっと個人的に思っちゃったと。そんなに減るんですか。漁期伸びるのかな。

○菅原委員 いや、それはやってみないと分からない。あとはもう一つ、バッグリミットでいったら、今、1船1日、何尾でしたっけ。船、作ってなかったよね、なので1船1日1尾ぐらいにしないと。

僕も青森とかは行くんですけども、そんなに回数は行ってないけれども、でかい船が出てきているの多分J3の一部だけなんです。それも多分静岡の船しかでかい船は出てきていないと思うんですね。現場で大室で見ていると、船舶の名前言うとあれですけども、下田の船と土肥の船のでかいと言ったらそれぐらい。その次かそれと同じよりももっとでかいプレジャーボートと言ったら、元横浜の野球をやっている人かなというぐらいで、ほかの船でもう5トン未満の船で仕掛け出すのも、もう4人出したら精いっぱいなんです。でも、なぜかその船に3本乗っかっている船とかあるんですよ。それ必要って思っちゃうんですよ。

要は、さっきも言ったように、分かち合って食べてももう持て余すのに、各自1人1匹ずつ持ち帰るなんていう、それが必要なかどうかというのがあると、船のやはりバッグリミットを付けるべきじゃないの。そうすれば大分変わりませんか、漁期が。

○田中議長 森委員。

○森委員 ちょっと噂のレベルで聞いた話をこういうところで発言していいのか、居酒屋さんのマスターがクロマグロ釣りが好きで、1人バッグリミットが1なので、従業員5人乗せて5匹キープして店で売っているというような、そういうような話を聞いたことがあります。

先ほどの話にも出ていたんですけども、そもそも遊漁で釣った魚を自分のお店で提供

することが合法なのかどうなのか。

○田中議長 駄目です。

○森委員 もし駄目なら多分、周知が行き渡っていないんじゃないかな。釣人が釣った魚を出しますとうたっている居酒屋さんがいっぱいあります。周知ができていないのかなど。

○田中議長 クロマグロだけの問題じゃないので。

○桜井委員 田中先生、今、明確に駄目とおっしゃっていましたがけれども、何に対して違法になるのでしょうか。例えば無料で出していると言っている場合はどうなるんですか。店主さんたちは大抵はおまけで出しているというふうに。あれは法律を読み解くと駄目だと僕も理解しますよ、一応定義を確認すると、何の行為が何に基づいて駄目なんでしょうか。

○中村室長 漁業を営むというところが違反になりますので、個別のケースにも当然取締り関係になっていきますけれども、例えば自分の居酒屋に出すために、漁業で獲って密漁して、販売すればそれは違反ということになりますので、同じような考え方になりますが、無料だから、サービスで出すからいいと言っても、全体として営業に資するようなものであれば、それは漁業を営むというふうになる場合がありますので、ちょっとそこは個別のケースにもなってきますけれども、漁業を営む可能性が非常に高いケースだと思います。

○桜井委員 推奨するつもりは全くないので、例えば詐欺が立証難しくてなかなか捕まえられないのと根本には似ているかなと個人的に思っています。

漁業として営むということは、反復継続的に仕入れて販売していれば違反になりそうなのは僕はイメージが湧くんですが、例えば今の森さんの例だったら、5人連れて行って5本釣った。それが1年間、飲食店を営んでいるうちの本当一時でサービスで出しているとなったときに、本当にこれは法律違反になるんですか。

○中村室長 なり得ます。

○桜井委員 なり得る、だからその明確な何か違反行為が何なのというのは実はちょっと私もよく分かっていないし、釣り人もみんなグレーで、オーケーなんじゃないかと思ってやっている。摘発されるんですか、実際に。

○田中議長 いやいや、難しいですよ。

○桜井委員 だってサービスで出してとなっていたら、別に対価ではないですよ。

○田中議長 日本の沿岸にそういうのはたくさんあります。自分でアジを釣ってお店で出している。でも、繰り返し出していたら、これ違反ですよ。

○櫻井課長 ただし、アジを一本釣りすることは、普通にやっている限りは自由漁業なの

で、規制がかかってないから、今の議論はほぼクロマグロだけの現象です。

○桜井委員 何かクロマグロを加工生産、例えば魚屋さんとか、仲卸に販売したのだったら、明確に違法なのはイメージが湧くんですが、加工して食べられる状態に出した、500円もらいました。その500円の対価は何に対して払われているんですかみたいに争い出すと、実は結構グレーかなと思っていて。

○田中議長 そうだと思います。

○桜井委員 もし何かそこを議論するのだったら、駄目だからやめてねではなくて、明確に何が駄目かが実は曖昧だから捕まっている人がいないという実態だと思うので、厳密化してほしいなという要望です。

○田中議長 それは水産庁にちゃんとやってもらわないと、今、アジの話が出たけれども、マアジはTAC管理しているので、漁業法には抵触するんじゃないか。

○森委員 すみません、ちょっと私に変な話をもち出したので、大分脱線していて、さっきのバッグリミットのこと、船のバッグリミットがやはり必要じゃないかという話です。

従業員5人連れてきて、5人持って帰るといふそういう持ち帰り方をさせないために、船のリミットですか。1船で1本釣ったらみんなで分けて帰ろうとか、チャーターだったらそれはやりやすいんですけども、乗り合いだったら、それは早い者勝ちになっちゃうから、どうなんだって、お金を払って乗っているのに誰かが釣ったらもう帰らなきゃいけないということになるので。

それがすぐにできるかという、議論が必要な部分ではあると思うんですけども、先ほど言ったように頭数だけ乗せて持って帰るといふのはできるだけ早く止めなきゃなとは思っています。

○田中議長 ちょっと今すぐはそれはできないので、取りあえず……。

○桜井委員 一応を実態としてお伝えすると、クロマグロの遊漁の船は実はそんなに大型の船は正直多くなくて、私がよく行っている船に関しても、もう1本、2本積んだらそれ以上は、そもそもマグロを積めないの、実質その船に、1日なり1月1本と規制してもいいかなと思いつつ、そんなに船たくさんマグロ積んで、しかも最近大型化してきていますから、100キロのマグロを5、6本積んで持ってきちゃうなんて、私も見たことないですし、余りそんなに重要じゃない、実態に即していない議論かなというのが現場のイメージです。クーラーボックスは入らないんですよ。海上でよほどばらさないよ。

○田中議長 100リットルか150リットルぐらいしか入らない。

○桜井委員 バッグリミットの議論は、私はそんなに急ぐ必要はないなと思っていて、自然な物理的な制限でバッグリミットがかかっている状態に正直近くて、実はこのマグロの規制が入る前からマグロが釣れてクーラーがいっぱいになったら、大体みんな港に早上がりして帰っているんです、船も。クーラーに入るマグロは、1本、2本しか入らないので、というのが現場かなという感覚です。

○田中議長 ということで、どうでしょうか。

○菅原委員 J3海域だけで見ていると、乗合船で出しているのは、静岡、伊豆半島の船の3件だけだと思っている。網代の船とテイシの船と土肥の船だけ。それしか見たことがない、来ているのも。

仮にこれを乗合船でどうするのと言っても、乗合船で話を聞いたら、大概分けている。というのも、J3海域は今の時期からもう200キロオーバーのものしか釣れないんですよ。これを1人で釣りましたから、そのマグロを車に積めるかって、どうやったって1人で積みられない。分解するのだから大変、分解するのも、解体料として3万ぐらい取っている船があります。それが現実なんですよね。

そうすると、200キロのマグロを解体してもらって、クーラーボックス150リッターのクーラーボックスに、ブロックに入れても四つ要る。それが現実なんですよ。氷も入れますから。それを積めるかと言ったら、積めるのは4トントラックぐらいで、ハイエースぐらいじゃ、とてもじゃないけれども1人で出し入れもできなくなっちゃう。それが現実です。

でも、中には本当に2本も3本も船の中に転がしている。今の時期は寒いから、何とかなっちゃうんですよ。4月後半5月になると暑いから絶対に中に氷を入れなきゃいけないんですけども、今の時期だったら何とかできるので、3本、4本獲っている人たちがいるんですよ。だからそれをちょっと考えなきゃいけないと思うんですよ。

○田中議長 どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 そういう意味では、田中先生がじゃあどうするんだという話のときに、さっき菅原委員がおっしゃっていた、管理の2か月間で1本、今の月1本から管理の2か月間で1本を来年やってみるのはありだと思います。

年1本に徐々にシフトしていくという意味では実際令和8管理年度からやってみて、特に去年の管理年度の4月、5月、6・7、8・9、禁止期間が長いんですけども、その禁止期間が短くなるとなれば、今度、更に翌年からは、4月から6月で、キープ1本。7月から9月で1人キープ1本。その次の年には4月から9月で1本、10月から3月で1本。

その4年後には、1年で1本にしてくというのをちょっとしつこいですがけれどもキャッチ・アンド・リリースを含めて漁期を延ばすという議論とセットで考え、検証的にやっていくのはありだと。

○田中議長 ということでもいいですか。

今まで決まったことは、割当ては1、つまり5トンずつ、今年の余剰分は均等に分ける。その上で、バッグリミットは4月、5月の二月で1本ということで、合意でよろしいですか。

将来的なこと、また来年度になっちゃうので、来年度また委員が変わるかもしれないけれども、ちょっと分かんなくなっちゃうんだけれども、どうですか。

○中村室長 ありがとうございます。

若干細かいですが、このままいくと5.1トンですので12で割ると0.425トンということでありまして、端数は切ってしまうと、0.4トン、毎月オンするというような形かなと思います。

あわせて、7ページ目のところも、特段の議論がありませんでしたので、案の2の形でいくのかどうかということも決めておいていただければと思います。

○田中議長 どうぞ、森委員。

○森委員 この7ページ目の件については、案の2の結果を考慮した措置は行わないで私はいいと思っています。

前に説明した、場所によってはリリースを推奨している船があったりとか、そういう地域性も含めて均等配分でいいと思います。

○田中議長 いいですか。

これで一応枠の議論を終わり、ペナルティーとかもなし。

○中村室長 今、御議論いただきましたものをまとめさせていただきますと、余剰分については、小数点第2以下の端数を切った形で各月に均等配分する。

配分につきましては、案の1、総量を12か月に均等に配分する、毎月5トンずつ、ということですが。

バッグリミットにつきましては、2か月ごと、4・5、6・7、8・9、10・11、12・1、2・3の組合せで、1人1尾までということ、7ページ目、今年度採捕の機会が得られなかった時期への対応は特に行わないということで、委員のコンセンサスが得られたということよろしいでしょうか。

○田中議長 ありがとうございます。

○菅原委員 船のバグリリミットは付けなくていいんですか。やろうよ。

○田中議長 ちょっともう一つ確認なんだけれども、今年超過した分は翌月以降減らしたじゃない。年間の枠超えないように。それはしない。

○中村室長 そこが正に7ページの話です。

○田中議長 だからオーバーしたら、来年度に減らすというやり方でいいという。

○中村室長 今年度、仮にオーバーしたらということですか。

○田中議長 来年度。そういうことでしょう。

だから60トン以上獲っちゃうかもしれない。逆のケース。

○中村室長 来年度始まって、5トンずつだけれども、オーバーしてしまった場合。

○田中議長 そうそう、つまり今年は翌月以降減らしたじゃない。それはやらないということ。

○中村室長 すみません、そういうことではなくて、来年度管理をしていく中で超過が生じた場合に差引きをしていく必要がありますし、60トンの中で収める必要がありますので、5トンが守られる前提でいけばそういうことはないですけれども、仮に超過が生じるようであれば、またこの遊漁専門部会を開くなりして、対応を検討していく必要があろうかと考えております。

7ページ目につきましては当初の配分から、来年度、何かしら考慮する必要があるのか、ないのかというところを御議論いただいたというところです。

○田中議長 ということは、ペナルティーとかそういうようなこと。

○中村室長 そういうことです。ペナルティーというか、3トンに減らされた9月以降についてオンする考え方もあるのではないかと。オンするには原資が必要なので、オーバーしたところの分を原資にしたという考え方です。

○田中議長 漁業ではそういうことやっているんです。

○桜井委員 ちょっと繰り返し恐縮なんですけど、やはりキャッチ・アンド・リリースを含めて、超過とかが起こらないものを議論するときに初めてペナルティーとか、繰越しの話が出ると思っていて、ペナルティーも何も管理の主体がいなくて、超過は確かにしているものの超過の原因は何かと言うと、リアルタイムに把握できないというだけで、報告している側も適法ルールを守っているし、水産庁の皆さんも最大限努力しているけれども、実態把握ができなくて超過しているわけで、誰も悪くないと思うんですよね。

だからペナルティーだとか、繰り越して何か手当てをすとかということ自体が現状と合っていないなというふうに思うので、その超過とか繰越しの話をするのであればやはり漁期が月を通して、常に何らかの形で釣りができるようになった状態のときに、あるいは漁業者の人たちのように漁協のような組織ができることはないと思いますけれども、そういうのができたのであれば、駄目ですよと、これだけ超過しちゃったんだから次のところで泣いてちょっと勘弁してねとできると思うんですけども、そうじゃないので余りこの繰越しだとか、結果的に足りなくなってしまった分に手当てするみたいなのは遊漁の実態としては、もちろん釣れなかった時期に何らか手厚い保護をそれはしてほしいです。個人的感情として。ただやはり実態と合っていないかなというのを一応コメントしておきます。

○田中議長 ありがとうございます。

余り言うと議論が長くなっちゃうし、もう時間なので、ここらでよろしいですか。決まったということです。

○桜井委員 これは5時までですよ。

最後、1個、水産庁の皆さんちょっとお願いします。

8ページ目のこのキャッチ・アンド・リリースの議論のペーパー、正直ちょっと私は少し残念だなと思っていて、このペーパーは実は以前に出ていたものとそんなに大きくは変更がないという理解をしています。

一応、確認なんですけれども、まず問題意識として、採捕の禁止期間が長い、これをなるべく減らそう、減らすための一つの有効手段として、キャッチ・アンド・リリースは議論すべきという同意は、この部会として私はあるという理解をまずしているんです。となったときに、キャッチ・アンド・リリースを何らか活用していこうという議論する際には、やはりキャッチ・アンド・リリースを解禁と言うと私ちょっと日本語が違うかなと思って、解禁というのは採捕禁止期間後も、キャッチ・アンド・リリースの釣りを認めるだったら、キャッチ・アンド・リリースの解禁で別にいいと思うんですけども、採捕禁止にならないように、キャッチ・アンド・リリースを活用していこうというのはそもそも解禁じゃないので、活用するためにどの課題を解決しないといけないかという論点を整理していただきたくて、このペーパーは賛成している人と反対している人の意見を述べただけになっているんですよ、すごい厳しいことを言うと。

なので、キャッチ・アンド・リリースを適法に活用していくには何をクリアしないといけないかというのは、僕は厳しい言い方すると、あえてこのペーパーを作って、僕はすご

くうがった見方をしているので、きちんと前に進めるための論点整理を次回までには是非していただきたい。でないとこれまで議論していた内容が反映されていないというふうにちょっと個人的には感じているので、それは是非お願いしたいです。

これも繰り返しになりますけれども、キャッチ・アンド・リリースに私はこだわっているわけじゃないので、キャッチ・アンド・リリース以外にむしろ漁期を伸ばすいい案があるのであれば、こういうテクニカルな月の公平な配分というか、採捕禁止期間をなるべく短くする、遊漁者が長くできる違うアイデアを考えていただきたいなど、私はキャッチ・アンド・リリースが現状できる案の一つだと思って、再三ずっと言っているの、それをちょっと水産庁の皆さんにお願いしたいと思います。

○田中議長 もうちょっと時間があれば言おうかと思ったんだけど、キャッチ・アンド・リリースの議論を前に進めるために、確かに論点整理というのが必要で、例えば行政側としては最初にやらなければいけないキャッチ・アンド・リリースという法的定義、これをどうするか。

さっき言ったように、採捕という行為は獲ったことじゃなくて、獲る行為を採捕と言っているわけで、それは漁業者も一緒だから、ダブルスタンダードはできないわけです。

そういうことも含めて、リリースという行為をどう位置付けるかという法的整備がまず必要で、それを多分水産庁だけではできなくて、内閣法制局かどこかとのすり合わせか何かが要るんじゃないかと思うんだけど。

○桜井委員 ちょっと待ってください、僕、いいですか。田中先生に厳しいことを言いますけれども、僕は全くそれは関係ないと思っていて、田中先生がおっしゃっているそれって、採捕禁止期間後の話だったら私、分かります。ただ採捕禁止になる前ですよ。

○田中議長 なる前でも、取締りの関係から、どうしてもそれに該当するかどうかということ、をさっき茂木さんが取締りのいろいろやっていたじゃないですか。ああいうこととも関係するわけですよ。リリースと言っているけれども、本当にリリースに該当する行為なのか。

例えば致命的漁具というか方法でリリースしていて、そういうことにも全部関係してきてしまうので。

○桜井委員 例えば現行制度上、広域漁業調整委員会の指示で30キロ未満は直ちに放流してください、放流すれば違反にならないと今、作られていますよね。

私が今言っているのは、広域漁業調整委員会の指示で毎月15日まではマグロを釣ったら

直ちに放流してください。15日以降は採捕してもよいです。これをやるときに何かハードルがありますか。今、おっしゃっているのです。

○田中議長 放流するかどうかということですか。

○桜井委員 放流するかどうかじゃなくて、委員会指示としてマグロ釣りしていいですよ。

○中村室長 正に規制をどう規定していくのかの書きぶり、またそれがどう取締りができるかという観点でルールというのは作っていきたいと思っておりますし、例えば言葉の定義、キャッチ・アンド・リリースというところに疑義があるのであれば、どういうふうに書いていくのか。

例えば、カナダですと、フック・アンド・リリースみたいな言い方もしていたかと思えます。御提案のあった採捕禁止前にキャッチ・アンド・リリースを推奨していく、あるいはルールとしてキャッチ・アンド・リリースをしてしまうというような手法のやり方としてはあると思いますので、そういったところも含めて、先ほど事務局への御意見も頂いたところがございますけれども、また遊漁関係者の皆様方の御意見も聞きながら、そういったところの整理というものを進めていきたいというふうに考えております。

○桜井委員 しつこくてすみません。もう一回、田中先生と水産庁の方々に聞くんですけども、これができるかできないか、広域漁業調整委員会の指示で、毎月15日まではクロマグロを釣ったら放流して、かつそれを報告してください。という指示は出せるか出せないか。

○中村室長 出せます。

○桜井委員 ですよ。

となると、田中先生がさっきおっしゃっていた話は、何か全然別のことだと思っただけというのは御理解いただけましたか。田中先生がそれをおっしゃると漁業者の方たちもみんな、そうだよなとなって、だから僕、何回も、解禁じゃなくて、とにかく漁期を延ばせばいいから、委員会指示で、ある種、ある程度柔軟な行為規制というかできるわけじゃないですか、採捕者とか個人に。だから今ので、やったらいいじゃんと思っただけ。

○田中議長 そういう話は分かります。

○中村室長 技術的に分かりやすくできますと言いましたけれども、実際はきちんと広域漁業調整委員会というところの合議で決めるということは一応付言しておきます。

○桜井委員 田中先生がおっしゃっていた、内閣法制局に入ってもらって、キャッチ・アンド・リリースの定義から詰めないといけないというのが、キャッチ・アンド・リリース

を活用するまでのやらないといけないT O D Oだと思うんですけども、それはそもそも入っていないというか、全然論点じゃないという理解で合っていますか。

逆に、漁業者の方たちが、そうだよねという納得感の方が大事だと思っていて、法的なハードルはないという、ないというとちょっとまた言い過ぎなんですけれども。

○中村室長 そこも含めて検討していきたいと思います。

○桜井委員 それはちょっと是非やっていただきたいなと思います。

○田中議長 議論も尽きないところですが、5時になりましたので、よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。

先ほど事務局の方から取りまとめがありましたとおり、来年度の割当ての配分については、第1案を基本として決め、その点については委員が一致した事項と理解いたしました。

これを来年度、対応することといたしまして、事務局におかれましては今回の議論の内容を踏まえましてしっかりとした管理を次年度よろしくお願ひしたいと思います。

もう時間なので、その他の事項としては、先ほど桜井委員からお願いがあったという格好になるかと思いますが、もう時間なのでこれぐらいで閉めたいと思います。

ほかに、特段来年度のことについて何か御意見等あれば承りますけれども、ございますでしょうか。

○中村室長 どうでしょうか。いま一度、御議論いただいてコンセンサスを得られたであろう部分を画面に出しますか。齟齬がないようであれば大丈夫だと思いますけれども。

○田中議長 文言。

○中村室長 文言というか合意した内容です。

○田中議長 合意内容、確認してもらえますか。

○中村室長 ちょっと共有しますので、お待ちください。

令和7年度の余剰分が5.1トンだった場合、翌月の配分量0.4トン、0.4トンで、赤枠がバグリミットで、4月、5月で一つの固まり、6・7、8・9、10・11、12・1、2・3というところです。

船ごとのバグリミットは、今回は設けないということです。

なので、ここの0.4トンは、最後の余剰によって変わりますので、これが確定するというものではありませんが、それぞれのところに均等にされます。

○田中議長 あと超過したら翌月以降、差っ引くという均等にそれは入れなくていい。

○中村室長 超過したら均等に差し引くというところは、もうよろしいでしょうか。

翌々月か、これもちよつと数字を確定させる必要がありますので、翌々月以降、ちよつとそれを超えるような、また超過があるようであれば別途検討する必要があるかと思ひます。いかがでしょうか。

○柏瀬副議長 その超過した場合というのは、例えば4月で、10トン積み上がっちゃったと、本来5.4トンだったのが。それを翌々月の5.4トンからずばり引くわけじゃなくて、均等割して差し引いてくるということだよ。

だから、例えば、4月に5トン超過しちゃったら、残りの11か月で、10か月残っているから、割り算してそれぞれの月から差し引く。

○中村室長 案の2の逆です。

○柏瀬副議長 分かりました。

○田中議長 よろしいですか、この合意で。

ありがとうございました。

それでは、特にないようですので、今後の進め方について事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○中村室長 長時間にわたりまして、御議論ありがとうございました。

本日の議論を踏まえまして、次年度の管理を行ってまいりたいと思ひます。

また、議事録署名人として、指名されました三浦委員と桜井委員におかれましては、後日、本日の議事録を送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議事録につきましては、後日、水産庁のホームページでこれまで同様に公表をさせていただきますと思ひます。

なお、次回の専門部会の開催につきましては、追って御相談をさせていただきますと思ひます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事についてはこれで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の合同会議を閉会させていただきます。

御協力どうもありがとうございます。

午後5時06分 閉会